

平成29年6月28日

座間市長 遠藤 三紀夫 殿

座間市市民協働推進会議
会 長 小池 秀司

市民協働の推進に係る調査審議について（答申）

平成27年9月8日付け座協発第15号で諮問のありました、市民協働の推進に係る調査審議について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

市民協働の推進に係る調査審議について

座間市市民協働推進会議

答 申

平成27年度に施行された座間市市民協働推進条例（以下、条例という。）では、相互提案型協働事業以外に「多様な協働」や「協働事業」といった本市独自の着想が盛り込まれるなど、協働の枠組みに対する捉え方そのものが広がりました。

今回の諮問には、「条例の施行状況に関する事項」、「条例の見直しに関する事項」、「相互提案型協働事業の審査」及び「その他、協働の推進に関する基本的な事項」の4項目の個別事項が示されています。

このうち、「条例の見直しに関する事項」については、条例施行からの時間的経過に鑑み、見直しに関する検証にはさらに推移をみる必要があること、また、「相互提案型協働事業の審査」については、これまでの審査過程において特に問題は生じておらず、運用の改善もなされてきていること等から、これらの事項についての答申はあえて行わないとの結論に至りました。

したがって今回は、「条例の施行状況に関する事項」について、別に諮問内容とされた協働の推進に関する基本的な事項の部分も踏まえながら総体的に捉え、協働の現状把握と条例周知を図る中で、以下の3点について課題提起し答申します。

1 庁内への啓発

協働の現状を把握するために、当会議として取り組んだ庁内の協働状況に関する調査の結果によると、職員異動による関係性の不安定さや、所属を横断する連携の不足、所掌事務に協働が馴染まないなどといった回答が多数ありました。このように、庁内においては協働に対する職員の意識や姿勢の希薄さ、庁内での連携の不足などが課題とされることから、これらの課題を克服するため、庁内研修を継続的に実施し、所属間における認識の相違を均すとともに理解度を醸成し、市民活動団体との協働の間口を広げていくことが望まれます。

2 市民活動団体の設立や基盤強化の支援

庁内の協働状況に関する調査では、相手方市民を見つけにくいといった趣旨の回答が見受けられ、団体の固定化や高齢化、新規団体を見つけ出すことの困難さを挙げていました。今後、協働を充実させていくには、市民活動団体の設立や基盤強化に対する支援が必要とされます。また、当会議の発案により実施した協働についての市民説明会においても、基調講演の中で市民活動団体の自立支援は重要な事項として触れられていたことから、協働を推進するうえでの普遍的な課題であると考えます。本市も例外ではなく、市民活動団体の自立を支援する取り組みが望まれます。

さらに、条例において新たに掲げられた「多様な協働」を広げていくためには、団体や個人を問わず、市民活動そのものに対する多角的な支援の在り方も検討する必要があります。

3 中間的な機関の更なる発展的活用

上述した1及び2の課題提起から、条例において中間的な機関として位置づけられている「座間市民活動サポートセンター」の更なる活動展開を検討する必要があります。以下に例示した活動事例のように、より有益な活動を展開できるよう、条件整備が進められることを望みます。

- 市民活動団体の意見を汲み取り庁内研修へ活かす方法を提案すること。
- 市民活動団体の基礎的なレベルから対応できる支援機能を確立すること。
- 個人や団体の活動を周知し、まちづくりへの市民の関心を喚起すること。
- 庁内の各所属が協働の相手を探しやすくするための橋渡しをすること。

さらに、条例に「多様な協働」と表現されているさまざまな形の協働を展開していくためにも、「座間市民活動サポートセンター」が仲介して相談機能を果たしていくことは極めて重要です。当会議としても各論点に対して協力を惜しまない所存であり、協働の理念を体現できるような実効性のある施策が、今後において推進されることを期待します。

審議過程における取組

1 協働の現状把握について

(1) 実施経緯

条例の制定過程の議論の中で、本市における協働の理念や枠組みを再検討したことから、新たな着想が条例に含まれました。その一つが「多様な協働」や「協働事業」といった枠組みであり、既存の「座間市相互提案型協働事業」以外の事業も協働として捉えるために考案されたものです。

そこで、当会議では、庁内の「座間市相互提案型協働事業」以外の協働状況を知ることが最初の課題と考え、現状把握のため庁内各所属へ調査を実施しました。

(2) 調査方法

この調査は、庁内全所属へ文書で通知し、所定の書式によって回答を求めるアンケート方式で行いました。ただし、通常の事務連絡文書のみでは、各所属で調査の意味や意図が理解し難く、回答が難しいと予想されました。そこで、条例内容の周知を兼ね、「座間市の協働に関する説明及び回答における留意点」という資料を添付しました。

平成28年5月2日付けで各所属へ庁内メールで市民協働課から通知し、期限は同年5月20日としました。なお、調査の性質から回答必須とし、庁内全所属から回答を得ました。

なお、上述の「説明書き」、「回答書式」、「回答結果をまとめたもの」の3点を「参考資料」として添付します。

(3) 調査結果の考察

ア 現状について

回答があった141件中、協定書を結んでいるとの回答が18件（約13%）ありました。条例ができる以前から、自発的に協働と位置付けて相手方と協定を結んでいる例もあり、「座間市相互提案型協働事業」でない形式のモデルになると思われます。

一方で、現状について「該当なし」と回答した所属が、全55所属のうち28（約51%）ありました。庁内の意識啓発が継続的課題と考えられます。

イ 今後について

具体的に事業の構想を挙げた回答が12所属17事業ありました。各個別事業の今後の課題は、相手方市民の選定や事業の調整の難しさに集中しています。庁内への市民活動団体の周知やその育成が求められているといえます。

ウ 協働を進めるうえでの課題について

相手方市民が見つけにくいといった趣旨の回答が頻出です。団体の固定化や高齢化、新規団体を見つけ出す困難が挙げられています。また、相手方市民の育成につなげる

ことが期待される補助金のような形態も、行政頼みとなりがちで、自主性を損ねるケースがあるといった指摘がありました。この課題に焦点を当てた講演を「協働についての市民説明会」で実施しましたので後述します（「2 条例周知について」）。

市の課題としては、職員異動による関係性の不安定、所属を横断する連携の不足、所掌事務に協働が馴染まない、といった意見がありました。いずれに対しても、まずは研修といった形で職員の意識啓発を続けることが重要と考えます。

エ その他（意見など）

本調査への回答が協働に対する意欲や理解度に左右される点や、基本的な「土壌づくり」のためにも行政側の意識改革を要するといった意見がありました。また、相手方市民も団体としての体力向上が求められ、当会議に対し「事業に目を向けるだけでなく、協働の精神を市内に根付かせるための根本的方策をぜひご検討いただきたい」という回答もありました。

以上の調査結果から、庁内においては、協働への理解を促す啓発活動を継続的に進めること、相手方市民については、自立的かつ持続的に活動できる基盤の強化が課題として挙げられます。後者は、本市としては、条例規則上で「協働を促す中間的な機関」と明記されている「座間市民活動サポートセンター」を積極的に活用すべきと考えます。

2 条例周知について

(1) 開催経緯

条例を周知するため、「協働についての市民説明会」を平成29年1月21日（土）に開催しました。この市民説明会は、市主催で開催したのですが、当会議において発案及び検討を進めました。

平成27年度に、当会議において「本条例を制定したからにはそれを市民へ周知する機会を設ける必要がある」との議論がなされました。そこで、平成28年度中の市民説明会の実施を目途として当会議において内容を議論する中で、広く市外も含めて先駆的な事業を行政と協働で進めている方を招いて事例を聞くのはどうかといった意見が出されました。

そのようなことから、当初は本市での協働の枠組みの周知に重点が置かれていましたが、それに拘らず、より一般的に、行政との協働という手法そのものの再周知を主眼に据える形として企画を進めました。なお、会の名称を「説明会」としたのは、条例に書き込まれた本市における協働の考え方をあらためて市民に広報するという初発の意図を内容に残したためです。

(2) 内容

ア 概要

市民説明会の内容は、上述の(1)の経緯から「協働に関する制度等の説明」を行

い、次いで基調講演を行いました。講演は、「先駆的な事業を行政と協働で進めている団体」として、川崎市の「認定NPO法人ぐらす・かわさき」の理事・事務局長である田代美香氏へ依頼しました。なお、当日は田代美香氏が体調不良のため、事務局次長である広岡希美氏による講演となりました。

市民説明会の後半では、相互提案型協働事業の実施団体関係者及び当会議の委員並びに基調講演者によるパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションの人選

位置付け	所属	役職氏名
座間市相互提案型協働事業実施経験者	認定NPO法人きづき	所長 長田誠 職員 片井紘美
座間市相互提案型協働事業実施予定者	アクティヴ・ママ	代表 長瀬未紗
基調講演者	認定NPO法人ぐらす・かわさき	事務局次長 広岡希美
座間市民活動サポートセンター関係者	ざま市民活動応援広場	理事長 小池秀司
パネルディスカッション司会者	座間市市民協働推進会議	副会長 久住剛

イ 詳細

「協働に関する制度等の説明」では、事務局である市民協働課から、条例の概要と、そこに含まれたアイデアを説明しました。説明には、資料として「座間市協働推進ハンドブック」を抜粋したものを配布しました。

基調講演では、「プラスとプラスをつなげる“協働”の仕組みを活用したステップアップの事例」と題した講演が行われ、様々な事業のご紹介をいただきました。特に「コミュニティビジネスとしてのカフェ」の起業支援を行っている点に焦点が当たっており、持続的に事業を行い、組織基盤を強化するためにビジネスの手法を用いることに触れられていました。「1 協働の現状把握について」で述べたように、市民活動団体の基盤強化が本市における協働の課題の一つとすると、非常に示唆に富む内容でした。また、講演全体のまとめとして、事業の連携や効果の拡大を導くにあたっての中間支援の重要性を指摘されていました。

パネルディスカッションでは、「座間市相互提案型協働事業」に携わっている方々等、上掲の表のとおりの人選による活発な議論が交わされました。質疑応答を形式的に最後に沿えるのではなく、途中に来場者からの質疑を受けながら進行し、自らがまちづくりに踏み出す大切さを伝えました。そして、行政と協働でまちづくりを進める方法を模索するならば、「座間市民活動サポートセンター」が相談窓口となることも議論の中に織り込み、条例中の「中間的な機関」の役割を広報することもできました。